

精神障害者支援体制（加算）について（お知らせ）

指定特定相談支援事業所のにいざ生活支援センター相談支援室及び福祉工房楓相談支援室では、精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、次のとおり、研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置しております。

1 体制加算を算定するに当たって要件となる受講済みの研修

＜にいざ生活支援センター相談支援室＞

研修名：平成30年度埼玉県相談支援従事者専門コース別研修（地域移行支援）『医療と保健・福祉の連携研修』

開催日時：平成31年2月26日（火）

開催場所：埼玉県朝霞保健所

実施主体：埼玉県（受託事業者 NPO法人埼玉県相談支援専門員協会）

2 研修を修了した者

職種：相談支援専門員

配置：事業所に1名